

広島県選挙管理委員会告示第百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

令和四年十二月二十二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

令和四年広島県選挙管理委員会告示第九十四号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、令和四年五月十六日提出の「岸田文雄後援会」の令和三年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理 年 月 日
岸田文雄後援会	1 収入総額 前年繰越額 本年収入額 3 本年収入の内訳 その他の収入 岸田文雄選挙事務所内装費用	1 収入総額 前年繰越額 本年収入額 3 本年収入の内訳 その他の収入	令和四年 十一月三〇日
	58,385,561 12,304,842 46,080,719 5,196,829 1,316,494	57,054,287 12,290,062 44,764,225 3,880,335	